

処 分 基 準

平成 2 9 年 7 月 1 3 日 作成

| |
|--|
| 法 令 名 : 警備業法 |
| 根 拠 条 項 : 第 4 9 条 第 2 項 |
| 処 分 の 概 要 : 営業の廃止命令 |
| 原権者 (委任先) : 熊本県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め : 警備業法第 3 条 (警備業の要件)、第 5 条第 3 項 (警備業の要件に該当する旨の通知)、第 7 条第 3 項 (認定証の有効期間を更新しない旨の通知)、第 8 条 (認定の取消し) |
| 処 分 基 準 : 次の場合には、営業の廃止を命ずることとする。 1 警備業法第 49 条第 2 項第 1 号に該当する場合 2 警備業法第 49 条第 2 項第 2 号に該当する場合 3 警備業法第 49 条第 2 項第 3 号に該当する場合 (その営業が警備業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。) |
| 問 合 せ 先 : 警察署の生活安全課 (係) 熊本県警察本部生活環境課 (電話番号 : 096-381-0110) |
| 備 考 : |